

建築物における衛生的 環境の確保に関する事業 の登録の手引き

熊本市生活衛生課

ま え が き

本手引きは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）」を所管する厚生労働省の「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年3月26日厚生労働省告示第117号）」に基づき作成しました。

登録申請書を作成される際に参考にして頂ければ幸いです。

登 録 申 請

第 1 一般的事項

- 1 登録の申請は、熊本市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の様式第 6 号等による。
- 2 熊本市保健衛生事務に関する手数料条例（平成 12 年 3 月 30 日、条例第 28 号）により事務手数料は以下のとおり。

建築物清掃業登録申請	35,000 円
建築物空気環境測定業登録申請	35,000 円
建築物空気調和用ダクト清掃業登録申請	35,000 円
建築物飲料水水質検査業登録申請	35,000 円
建築物飲料水貯水槽清掃業登録申請	35,000 円
建築物排水管清掃業登録申請	35,000 円
建築物ねずみ昆虫等防除業登録申請	35,000 円
建築物環境衛生総合管理業登録申請	45,000 円

- 3 提出部数 1 部
- 4 対象営業所 熊本市域に存在する営業所

第2 形式審査

1 添付書類

	建築物 清掃業	建築物空気 環境測定業	建築物空気調和 用ダクト清掃業
登録申請書【様式第6号】	○	○	○
設備・機器名簿【様式第7号】	○	○	○
監督者等名簿【様式第8号】	○	○	○
監督者等有資格者であることを証する書類 (原本及びその写し)	○	○	○
研修実施状況(計画)【様式第9号】	○		○
自社研修のみ：研修の実施状況を写した写真(新規は1 年、更新は6年分)及び使用したテキスト表紙の写し	○		○
作業実施方法等報告書【様式第10号】	○	○	○
検査室の概要を記した図面			
保管庫の概要を記した図面			
自主研修の場合は指導員の資格を証する書類	○		○

2 留意事項

(1) 登録申請書について【様式第6号】について

受付年月日は、書類完備後とし、次の事項を記入する。

- (ア) 申請者の住所及び氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)は記載されているか。
- (イ) 登録区分は、登録を受けようとする事業で記載されているか。
- (ウ) 営業所の所在地、名称及び電話番号が記載されているか。
- (エ) 営業所の責任者の氏名が記載されているか(役職がある場合は職名を記入)。

(2) 設備・機器名簿【様式第7号】について

次の事項を記入する。

- (ア) 名称
- (イ) 製造元
- (ウ) 型式
- (エ) 数量
- (オ) 購入年月日

※ 浮遊粉じん計を使用する場合は、校正日を記載し「粉じん計校正済票」の写しを添付する。

建築物飲料水 水質検査業	建築物飲料水 貯水槽清掃業	建築物排水管 清掃業	建築物ねずみ 昆虫等防除業	建築物環境衛生 総合管理業
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
○	○	○	○	○
○				
	○	○	○	
	○	○	○	○

監督者等名簿【様式第8号】について

次の事項を記入する。

- (ア) 監督者等の区分
- (イ) 監督者等の氏名
- (ウ) 業務の範囲
- (エ) 経験年数
- (オ) 資格の種別
- (カ) 資格取得年月日

(3) 研修実施状況（計画）【様式第9号】について

次の事項を記入する。

- (ア) 研修の実施日もしくは予定日
- (イ) 研修の内容
- (ウ) 指導員の氏名及び資格を有する場合はその資格
- (エ) 対象従事者数及び参加従事者数

※ 初めて登録する場合には、過去1年間の実績及び今後1年間の計画について記入する。

2回目以降の登録の場合には、過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入する。

(4) 作業実施方法等報告書【様式第10号】について

別表第1の事項について記入する。

別表第1

共通事項		(ア) 作業班の編成 (イ) 作業班ごとの監督者等の氏名 (ウ) 使用する機械器具 (エ) 各作業手順（下記のとおり） (オ) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 (カ) 苦情及び緊急の連絡に対する体制
(エ) 作業手順	建築物清掃業	a 作業工程（日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。） b 機械器具等の点検の方法 c 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法 d 作業報告作成の手順
	建築物空気環境測定業	a 空気環境の測定方法 b 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法 c 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保管方法及び保管責任者の選任
	建築物空気調和用ダクト清掃業	a 作業工程（ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。） b 機械器具等の点検の方法 c ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法 d 作業報告作成の手順
	建築物飲料水水質検査業	a 水質検査の方法（試料の採水及び保存に関する事項を含む。） b 試薬及び標準物質の保管方法 c 検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名 d 機械器具の点検等の方法並びにこれらの記録の保管方法 e 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保管方法及び保管責任者の選任
	建築物飲料水貯水槽清掃業	a 作業工程（貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。） b 使用する塩素剤の名称及び使用方法 c 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法 d 機械器具等の点検の方法 e 保管庫の管理責任者の氏名 f 従事者の検便等の時期及び検査機関 g 作業報告作成の手順
	建築物排水管清掃業	a 作業工程（排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。） b 機械器具等の点検の方法 c 保管庫の管理責任者の氏名 d 作業報告作成の手順
	建築物ねずみ昆虫等防除業	a 作業工程（事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。） b 使用する薬剤の種類 c 薬剤の保管方法 d 機械器具等の点検の方法 e 保管庫の管理責任者の氏名 f 作業報告作成の手順
	建築物環境衛生総管理業	a 建築物清掃業、建築物空気環境測定業に掲げる事項 b 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法 c bに関する作業報告作成の手順並びに測定結果の保管方法及び保管責任者の選任

第3 内容審査

1 登録業全体についての留意事項

- (1) 機械器具等は各営業所に常備する必要がある。なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には登録の対象となる。
- (2) 機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければならない。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象となる。
- (3) 監督者等は登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていること。また、同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められない。
- (4) 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等または同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとすることはできない。
- (5) 監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできない。
- (6) 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要。自社研修の場合は、研修の時間について、研修の内容が従事者に十分理解させる程度の時間が必要。各研修実施者が従事者研修を計画するに当たって参考となるカリキュラム例は別添1から別添5までのとおりである。なお、作業に従事する者全員を1度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能。
- (7) 個人経営の登録業者の経営者が変更となった場合には、登録を受けた主体が変更することとなるので、引き続き登録業者である旨の表示をするためには原則として登録を受け直すことが必要。
ただし、経営の一体性が保たれたまま経営が承継されていると考えられるときは変更届で足りる。

2 各登録業の登録基準について

- (1) 各登録業の登録基準は別表第2から別表第9のとおり。
- (2) 建築物ねずみ昆虫等防除業が行う防除の対象となる「人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物」とは、ねずみや、ゴキブリ、ハエ、カ、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病原微生物を媒介する動物をいい、シロアリ等のような建築物の構造部に食害を及ぼす動物は該当しない。

清掃作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7 時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2 年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1 年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	器具の目的と機能／機器の目的と機能／ごみ収集／ほこりや汚れの取り方／タオル、乾式モップ、ほうきの使い方／真空掃除機、床みがき機の使い方／洗浄の種類と目的／主な床の洗いか方 ※必要に応じて実技訓練を行う。	180 分
資材の種類と使用方法	洗剤、合成洗剤の組成／洗剤使用上の注意／洗剤と洗浄剤の環境への影響／床維持剤の組成、水性樹脂床維持剤の使い方／廃棄物処理の目的／廃棄物処理作業の流れ／処理作業の要点と注意事項／廃棄物集積所の整理整頓	60 分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／第三者に対する配慮、労働衛生	60 分
建築物の環境衛生行政	清掃の目的／建築物の清掃と環境衛生／清掃技術の発達／建築物衛生法と登録制度	60 分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60 分

2 年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具・資材の使用方 法（床材別）	弾性床材／硬性床材／繊維床材／木質床材／繊維床材の特徴／カーペット床の維持管理／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90 分
機械器具・資材の使用方 法（場所別）	玄関まわりとロビーの清掃／廊下、階段の清掃／エレベーター、エスカレータの清掃／外周、その他の清掃／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90 分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／建築物環境や第三者に対する配慮、労働衛生	60 分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法／下水道法／水質汚濁防止法	60 分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60 分
環境問題	廃棄物／洗剤や床維持剤の廃液 等	60 分
最新技術の動向	最新技術の動向	60 分

ダクト清掃作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
ダクト清掃の基本原則	清掃方法／使用機器／ダクト清掃概略図	40分
ダクト清掃要領	ダクト清掃工程／ダクト清掃手順 ※必要に応じて実技訓練を行う。	110分
安全及び衛生	作業ルールの遵守／作業マナー／作業の安全と衛生／作業の安全衛生／作業従事者の健康管理／安全・衛生の対策	60分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらましと改正／空気調和用ダクト清掃業	60分
作業従事者の心得	ダクト清掃の目的／作業従事者としての自覚／共同作業と人間関係	60分
空気調和設備概論	空気調和とは／換気／空気調和機／加湿器／空気調和用ダクト／ダクト付属品／吹出口、吸込口／端末風量制御ユニット／図面の見方	90分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
ダクト清掃の基本原則	清掃方法／使用機器／ダクト清掃概略図／使用機器の選定	50分
ダクト清掃要領	ダクト清掃の計画と具体例／ダクト清掃工程／ダクト清掃手順 ※必要に応じて実技訓練を行う。	100分
安全及び衛生	作業の安全衛生／作業従事者の健康管理／安全・衛生の対策／現場での安全衛生(リスクアセスメント、KYK)	40分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらましと改正／空気調和用ダクト清掃業／ダクト清掃の目的／健康的な室内環境	30分
作業従事者の心得	ダクト清掃の目的／作業従事者としての自覚／共同作業と人間関係	60分
空気調和設備概論	空気調和とは／換気／空気調和機／加湿器／空気調和用ダクト／ダクト付属品／吹出口、吸込口／端末風量制御ユニット／空気調和設備の実際とダクト清掃作業	100分
ダクト汚染と診断方法	ダクト汚染／空気調和用ダクト内部の汚染物質／汚染の実態／汚染診断方法／汚染診断の計画と具体例	60分
最新技術の動向	最新技術の動向／空気調和用ダクト以外のダクト清掃	40分

貯水槽清掃作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
貯水槽の清掃方法	作業用機械器具と取扱い／作業計画及び作業の実際 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
貯水槽の塗装方法	塗料の選定／塗装の種類と方法／塗装に必要な機器／貯水槽塗装の手順と注意／塗装作業の安全対策／塗装後の消毒及び水質検査／留意点	60分
貯水槽の消毒方法(貯湯槽含む)	飲料水と人の健康／病原性微生物と健康影響／化学物質と健康影響／人体と水／飲料水の衛生と管理／消毒の意義と定義／消毒方法／消毒時における留意点／消毒剤の規格／水の消毒方法／消毒液の作り方／残留塩素の測定方法	60分
安全及び衛生	衛生的な貯水槽清掃の実施／作業中の事故防止／緊急時の処置／作業報告書の作成	60分
建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令／労働安全を基準とした関係法令／構造基準としての関係法令	60分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的／マナー	30分
給水設備と機器	貯水槽の構造／関連機器の名称と機能	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
貯水槽の清掃方法	作業用機械器具と取扱い／作業計画及び作業の実際／給水設備の維持管理 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120分
貯水槽の塗装方法	塗料の選定／塗装の種類と方法／塗装に必要な機器／貯水槽塗装の手順と注意／塗装作業の安全対策／塗装後の消毒及び水質検査／留意点	60分
貯水槽の消毒方法と感染症対策	消毒の意義と定義／消毒方法／消毒時における留意点／消毒剤の規格／水の消毒方法／消毒液の作り方／残留塩素の測定方法／各感染症(レジオネラ症)	60分
安全及び衛生	衛生的な貯水槽清掃の実施／作業中の事故防止／緊急時の処置／作業報告書の作成／電気の取扱い	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令／労働安全を基準とした関係法令／構造基準としての関係法令	60分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的／マナー	30分
給水設備と機器	貯水槽の構造／関連機器の名称と機能	60分

貯湯槽の清掃方法	給湯設備の概要／貯湯槽清掃の意義／温度の管理／清掃方法／水質管理	60 分
----------	----------------------------------	------

排水管清掃作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7 時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2 年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1 年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法 —点検診断・検査—	点検診断・検査の目的と用語の定義／清掃業務と点検診断・検査／点検診断の対象と項目／点検診断方法と評価基準／検査の項目・方法・評価基準	60 分
機械器具の種類と使用方法 —清掃実務—	排水管洗浄の対象範囲と用語の定義／排水管洗浄方法／排水器具・器具排水管の洗浄方法／高圧洗浄の作業方法／高圧洗浄の原理／高圧洗浄装置／排水管の清掃 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120 分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令／衛生管理及び関係法令／トラブル事例と対策	60 分
建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目／排水設備の特性と清掃／排水管設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60 分
作業従事者の責任と任務	作業従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60 分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60 分

2 年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法 —点検診断・検査—	排水管調査の方法と報告書の作成事例／内視鏡最新機器の現状及び使用方法	90 分
機械器具の種類と使用方法 —清掃実務—	機械的洗浄方法—高圧洗浄方法、ワイヤ式、圧縮式、ロッド式の使用方法和注意事項／化学的洗浄方法—アルカリ性洗浄剤、酸性洗浄剤の使用方法和注意事項／ディスポー付マンションと一般マンションの清掃方法と注意事項 ※必要に応じて実技訓練を行う。	150 分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令／衛生管理及び関係法令／トラブル事例と対策	60 分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目／排水設備の特性と清掃／排水管設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60 分
作業従事者の責任と任務	作業従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60 分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60 分

排水槽及びグリース阻集器の 清掃方法概論	排水槽及びグリース阻集器の維持管理方法／廃棄物の適 正処理／トラブル事例と対策	60 分
業務管理一般論	機械的洗浄方法及び化学的洗浄方法における事前作業及 び事後作業の重要性／標準作業仕様	60 分

防除作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤(殺鼠剤・殺虫剤)の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤(殺鼠剤・殺虫剤)の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分

建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60 分
ネズミ害虫防除概論	ネズミ害虫防除の必要性／防除とはどのようなことをいうのでしょうか／IPM/PCO の役割／ネズミ害虫防除の方法／ネズミ害虫防除の進め方	60 分
害虫ごとの生態と防除	ネズミ、ゴキブリ、蚊・ハエ・コバエ、ダニ、その他の害虫(食品、木材、畳・敷物から発生する害虫ほか)の種類と生態／各害虫の対策の進め方／各害虫の維持管理水準	120 分

別表第2 建築物清掃業

機械器具	監督者等の資格	作業従事者研修
次の機械器具を有しているか。 (1) 真空掃除機 (2) 床みがき機	次の書類が添付されているか。 (1) 清掃作業監督者（再）講習会修了証書の写し	次の要件に該当するか。 (1) 清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。 (2) 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 (3) その内容が清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 (4) その指導に当たる者が、(3)の内容を指導するのに適当と認められるものであること。

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法

1 次の基準に適合しているか。

- (1) 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行う。
- (2) カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにする。
- (3) 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行う。
- (4) 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理する。
- (5) 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行う。
- (6) 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行う。
- (7) (1) から(6)までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行う。
- (8) (7)に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業等の実施状況等について、3月以内ごとに1回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。
- (9) 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間（以下「受託者の氏名等」という。）を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)から(6)までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。
- (10) 建築物維持管理権原者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておく。

別表第3 建築物空気環境測定業

機械器具	監督者等の資格	作業従事者研修
次の機械器具を有しているか。 (1) 浮遊粉じん計 (2) 一酸化炭素検定器 (3) 二酸化炭素検定器 (4) 温度計 (5) 湿度計 (6) 風速計 ※浮遊粉じん計は校正日も記載し、「粉じん計校正済票」の写しを添付すること。	次の書類が添付されているか。 (1) 空気環境測定実施者（再）講習会修了証書の写し (2) 建築物環境衛生管理技術者免状の写し ※ただし、登録の有効期間経過後、引き続き(2)の者を空気環境測定実施者としての再登録を受けようとする場合には、その者が(1)の再講習を修了し、その後6年を経っていない者でなければならない。	

空気環境の測定方法及び測定に用いる機械器具等の維持管理の方法

1 次の基準に適合しているか。

- (1) 空気環境の測定は、規則第3条の2第1号に定める方法に準じて行う。
- (2) 空気環境の測定の結果を5年間保存する。
- (3) 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。
- (4) 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)及び(3)に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施する。
- (5) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておく。
- (6) 空気環境の測定結果保管責任者を選任しておく(選任者氏名)。

別表第4 建築物空気調和用ダクト清掃業

機械器具	監督者等の資格	作業従事者研修
次の機械器具を有しているか。 (1) 電気ドリル及びシャワーまたはニブラ (2) 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る） (3) 電子天びんまたは化学天びん (4) コンプレッサー (5) 集じん機 (6) 真空掃除機	次の書類が添付されているか。 (1) ダクト清掃作業監督者（再）講習会修了証書の写し (2) 建築物環境衛生管理技術者免状の写し ※ただし、登録の有効期間経過後、引き続き(2)の者を空気調和用ダクト清掃作業監督者としての再登録を受けようとする場合には、その者が(1)の再講習を修了し、その後6年を経っていない者でなければならない。	次の要件に該当するか。 (1) 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。 (2) 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 (3) その内容が空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 (4) その指導に当たる者が、(3)の内容を指導するのに適当と認められるものであること。

空気調和用ダクトの清掃作業及び清掃作業に用いる機械器具等の維持管理の方法

1 次の基準に適合しているか。

- (1) ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行う。
- (2) 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行う。
- (3) 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認する。
- (4) 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認する。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずる。
- (5) 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。
- (6) 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。
- (7) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておく。

別表第5 建築物飲料水水質検査業

機械器具	監督者等の資格	水質検査室
次の機械器具を有しているか。 (1) 高圧蒸気滅菌器及び恒温器 (2) フレームレスー原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置 (3) イオンクロマトグラフ (4) 乾燥機 (5) 全有機炭素定量装置 (6) pH計 (7) 分光光度計又は光電光度計 (8) ガスクロマトグラフー質量分析計 (9) 電子天びん又は化学天びん	次のいずれかを証明する書類が添付されているか。 (1) 大学の理科系課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者 →卒業証明書及び実務従事証明書 (2) 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者 →衛生検査技師免許証又は臨床検査技師免許証の写し及び実務従事証明書 (3) 短大又は高専で生物学若しくは工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者 →卒業証明書及び実務従事証明書 (4) 技術士 →技術士登録証の写し (5) 大学、短大、高専以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者 →卒業証明書、実務従事証明書	検査室は次の要件を満たしているか。 (1) 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること (2) 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。 (3) ドフトチャンバーが設置されていること。 (4) 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。 (5) 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。 (6) 天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。

水質検査及び水質検査に用いる機械器具等の維持管理の方法

1 次の基準に適合しているか。

- (1) 水質基準に関する省令（平成15年厚生省令第101号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行う。
- (2) 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存する。
- (3) 水質検査の結果を5年間保存する。
- (4) 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管する。
- (5) 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管する。
- (6) 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、検査結果の保存は自ら実施する。
- (7) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておく。
- (8) 水質検査の測定結果保管責任者を選任しておく（選任者氏名）。

別表第6 建築物飲料水貯水槽清掃業

機械器具	監督者等の資格	保管施設
次の機械器具を有しているか。 (1) 揚水ポンプ (2) 高圧洗浄機 (3) 残水処理機 (4) 換気ファン (5) 防水型照明器具 (6) 色度計、濁度計及び残留塩素測定器	次の書類が添付されているか。 (1) 貯水槽清掃作業監督者（再）講習会修了証書の写し (2) 建築物環境衛生管理技術者免状の写し ※ただし、登録の有効期間経過後、引き続き（2）の者を貯水槽清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合には、その者が（1）の再講習を修了し、その後6年を経っていない者でなければならない。	1 保管施設は次の要件を満たしているか。 (1) 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。 (2) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。 (3) 機械器具を保管するのに適切な規模であること。 (4) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 (5) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。 2 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認めることとする。 (1) 1の(1)～(3)までに掲げる要件を満たしていること。 (2) 自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。 (3) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。 (4) 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

作業従事者研修	水質検査及び水質検査に用いる機械器具等の維持管理の方法															
次の要件に該当するか。 (1) 貯水槽の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。 (2) 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。 (3) その内容が、貯水槽の掃除方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 (4) その指導に当たる者が、(3)の内容を指導するのに適当と認められるものであること。	次の基準に適合しているか。 (1) 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行う。 (2) 貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）内の沈でん物質及び浮遊物質並びに内壁、外壁等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行う。 (3) 貯水槽の清掃終了後、50～100 mg/L に希釈した塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い1回毎に30分以上放置する。消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らない。 (4) 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。 <table><tr><td>1</td><td>残留塩素の含有率</td><td>遊離残留塩素の場合は100 万分の 0.2 以上。 結合残留塩素の場合は100 万分の 1.5 以上。</td></tr><tr><td>2</td><td>色度</td><td>5 度以下であること。</td></tr><tr><td>3</td><td>濁度</td><td>2 度以下であること。</td></tr><tr><td>4</td><td>臭気</td><td>異常でないこと。</td></tr><tr><td>5</td><td>味</td><td>異常でないこと。</td></tr></table> (5) 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。 (6) 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。 (7) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておく。 (8) 業務従事者は、年間2回以上検便で異常が無いか受診する（検便の医療機関名、実施時期）。	1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100 万分の 0.2 以上。 結合残留塩素の場合は100 万分の 1.5 以上。	2	色度	5 度以下であること。	3	濁度	2 度以下であること。	4	臭気	異常でないこと。	5	味	異常でないこと。
1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100 万分の 0.2 以上。 結合残留塩素の場合は100 万分の 1.5 以上。														
2	色度	5 度以下であること。														
3	濁度	2 度以下であること。														
4	臭気	異常でないこと。														
5	味	異常でないこと。														

別表第7 建築物排水管清掃業

機械器具	監督者等の資格	保管施設
次の機械器具を有しているか。 (1) 内視鏡（写真撮影することができるものに限る。） (2) 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル (3) ワイヤ式管清掃機 (4) 空圧式管清掃機 (5) 排水ポンプ	次の書類が添付されているか。 (1) 排水管清掃作業監督者（再）講習会修了証書の写し (2) 建築物環境衛生管理技術者免状の写し ※ただし、登録の有効期間経過後、引き続き（2）の者を排水管清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合には、その者が（1）の再講習を修了し、その後6年を経っていない者でなければならない。	1 保管施設は次の要件を満たしているか。 (1) 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。 (2) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。 (3) 機械器具を保管するのに適切な規模であること。 (4) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 (5) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。 2 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認めることとする。 (1) 1の（1）～（3）までに掲げる要件を満たしていること。 (2) 自動車は排水管清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。 (3) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。 (4) 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

作業従事者研修	排水管の清掃作業及び清掃に用いる機械器具等の維持管理の方法
次の要件に該当するか。 (1) 排水管の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。 (2) 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 (3) その内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 (4) その指導に当たる者が、(3)の内容を指導するのに適当と認められるものであること。	次の基準に適合しているか。 (1) 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行う。 (2) 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認する。 (3) 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずる。 (4) 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認する。 (5) 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備については、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。 (6) 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。 (7) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておく。

別表第8 建築物ねずみ昆虫等防除業

機械器具	監督者等の資格	保管施設
次の機械器具を有しているか。 (1) 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡 (2) 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器 (3) 噴霧機及び散粉機 (4) 真空掃除機 (5) 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器	次の書類が添付されているか。 (1) 防除作業監督者（再）講習会修了証書の写し	1 保管施設は次の要件を満たしているか。 (1) 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。 (2) 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 (3) 引火事故の起こりにくい構造となっていること。 (4) 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。 (5) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、防除作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 (6) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。 2 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認めることとする。 (1) 1の(1)～(3)までに掲げる要件を満たしていること。 (2) 自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと。 (3) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。 (4) 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

作業従事者研修	防除作業及び防除作業に用いる機械器具等の維持管理の方法
次の要件に該当するか。 (1) ねずみ昆虫等の防除作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。 (2) 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 (3) その内容が、ねずみ昆虫等の防除作業に用いる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。 (4) その指導に当たる者が、(3)の内容を指導するのに適当と認められるものであること。	次の基準に適合しているか。 (1) ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行う。 (2) 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2月以内ごとに1回、その生息状況を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずる。 (3) 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずる。 (4) 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の使用人及び利用者の事故の防止に努める。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管する。 (5) ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行う。 (6) ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。 (7) ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)から(6)までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。 (8) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておく。

別表第9 建築物環境衛生総合管理業

機械器具	監督者等の資格	作業従事者研修
次の機械器具を有しているか。 (1) 真空掃除機 (2) 床みがき機 (3) 浮遊粉じん計 (4) 一酸化炭素検定器 (5) 二酸化炭素検定器 (6) 温度計 (7) 湿度計 (8) 風速計 (9) 残留塩素測定器	次の書類が添付されているか。 (1) 統括管理者(再)講習会修了証書の写し (2) 清掃作業監督者(再)講習会修了証書の写し (3) 空調給排水管理監督者(再)講習会修了証書の写し (4) 次のいずれかの書類 (ア) 空気環境測定実施者(再)講習会修了証書の写し (イ) 建築物環境衛生管理技術者免状の写し ※ただし、登録の有効期間経過後、引き続き(4)イの者を空気環境測定実施者として再登録を受けようとする場合には、その者が(4)アの再講習を修了し、その後6年を経っていない者でなければならない。	1 清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を終了したものであること。 (1) 清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。 (2) 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 (3) その内容が清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 (4) その指導に当たる者が、(3)の内容を指導するのに適当と認められるものであること。 2 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者が次の要件に該当する研修を終了したものであること。 (1) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者のすべてが受講できるものであること。 (2) その運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること。

清掃作業等及び清掃等に用いる機械器具の維持管理の方法

1 次の基準に適合しているか。

- (1) 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行う。
- (2) カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにする。
- (3) 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行う。
- (4) 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理する。
- (5) 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行う。
- (6) 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行う。
- (7) 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができる。
 - (ア) 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行う。
 - (イ) 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行う。
 - (ウ) 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行う。
 - (エ) ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行う。
 - (オ) 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検する。
 - (カ) 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検する。
 - (キ) 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検する。
- (8) 機械換気設備の維持管理を、(7)のア、(7)のエ及び(7)のオに定めるところにより行うことができる。
- (9) 空気環境の測定は、規則第3条の2第1号に定める方法に準じて行う。
- (10) 空気環境の測定の結果を5年間保存する。
- (11) 空気環境の測定に用いる測定器について、定期的に点検し、必要に応じ、校正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。

清掃作業等及び清掃等に用いる機械器具の維持管理の方法

(12) 貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができる。

- (ア) 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。
- (イ) 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。

1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は 100 万分の 0.2 以上。 結合残留塩素の場合は 100 万分の 1.5 以上。
2	色度	5 度以下であること。
3	濁度	2 度以下であること。
4	臭気	異常でないこと。
5	味	異常でないこと。

- (ウ) 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - (エ) 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - (オ) ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - (カ) 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
 - (キ) 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持する。
 - (ク) 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - (ケ) 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。
- (13) 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができる。
- (ア) 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。
 - (イ) 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。

清掃作業等及び清掃等に用いる機械器具の維持管理の方法

- (ウ) 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - (エ) ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - (オ) 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
 - (カ) 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - (キ) 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。
- (14) 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができる。
- (ア) トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認する。
 - (イ) 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - (ウ) 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - (エ) フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- (15) 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認する。
- (16) 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)から(15)までに掲げる要件（空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。）を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施する。
- (17) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておく。
- (18) 空気環境および水質の測定結果保管責任者を選任しておく（選任者氏名）。

変 更 届 出

第1 一般的事項

- 1 変更届出は様式第11号によること。
- 2 提出部数 1部
- 3 事務処理は次の(1)～(5)の順序ですみやかに行う。
 - (1) 受付
形式審査、内容審査及び現地調査の結果適当であるか確認後、受付押印する。
 - (2) 形式審査
第2のとおり
 - (3) 内容審査
第3のとおり
 - (4) 現地調査
主要な機械器具、保管庫、水質検査室の変更の場合は現地調査を実施し、変更内容が登録基準に適合しているかどうかを確認する。
 - (5) 登録証明書の再交付
登録証明書に記載されている事項の変更届出の場合は、記載内容を変更した登録証明書を再交付する。

※ 管轄保健所の変更を伴う営業所所在地の変更の場合は、新管轄保健所から旧管轄保健所に登録申請等の書類一式の写しを請求し、それが到着次第、事務処理を行う。事務処理が終了した後、旧保健所に対して、変更内容等の通知を行う。また、登録番号は従前の番号をそのまま使用し、以後再登録の際には、証明書の裏に管轄する保健所の変更の旨と変更年月日を記載すること。

第2 形式審査

- 1 届出者の住所、氏名（法人にあってはその名称並びに代表者の氏名）は記載されているか。
- 2 届出年月日が記入されているか。
- 3 登録区分は登録を受けている事業で記載されているか。
- 4 登録番号は登録を受けている番号で記載されているか。
- 5 営業所の名称及び所在地が記載されているか。
- 6 変更年月日は記載されているか。

- 7 変更事項は変更前、変更後について記載されているか。
- 8 上記1及び5の変更の場合には、登録証明書の再交付が必要であるので登録証明書が添付されているか。

第3 内容審査

- 1 登録業者の氏名または名称、住所、法人にあっては代表者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名の変更
 - (1) 変更届出は適当であるか。
 - (2) 届出者は登録申請者と同じであるか。
- 2 主要な機械器具の変更
 - (1) 変更後の機械器具の概要を記載した書面「設備・機器名簿【様式第7号】」を添付する。
 - (2) 変更後の機械器具は登録基準に適合するか。
- 3 保管庫の変更（建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管清掃業、建築物ねずみ昆虫等防除業）
 - (1) 変更後の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具等の保管状態を明らかにする図面を添付する。
 - (2) 変更後の保管庫は各登録基準に適合するか。
- 4 水質検査室の変更（建築物飲料水水質検査業）
 - (1) 変更後の検査室の設置場所、構造及び機械器具等の配置を明らかにする図面を添付する。
 - (2) 変更後の検査室は登録基準に適合するか。
- 5 監督者等の変更
 - (1) 変更後の監督者等の氏名を記載した書面及びその者が有資格者であることを証する書類を添付する。
 - (2) 変更後の監督者等が建築物環境衛生管理技術者である場合は特定建築物の建築物環境衛生管理技術者に選任されていないか。
- 6 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法の変更
 - (1) 変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法を記載した書面を添付する。
 - (2) 変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法が登録基準に適合しているか。

廃止届出

第1 一般的事項

- 1 廃止届出は様式第12号によること。
- 2 提出部数 1部
- 3 事務処理
届出内容が適当であると認められる場合は受付押印し、台帳等の整理を行う。

第2 形式審査

- 1 届出者の住所、氏名（法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名）は記載されているか。
- 2 届出年月日が記載されているか。
- 3 登録区分は登録を受けている事業で記載されているか。
- 4 登録番号は登録を受けている番号で記載されているか。
- 5 営業所の名称及び所在地が記載されているか。
- 6 事業を廃止した年月日が記載されているか。